

令和2年（2020年）4月1日

八王子市新型コロナウイルス感染症危機管理本部

新型コロナウイルス感染症に関する市の対応について（情報提供）

標記の件について、本日下午記のとおり決定・確認しました。

記

- 1 市立小・中学校における対応について
- 2 施設の開館等の一覧表について **別紙1参照**
- 3 事業等の中止について **別紙2①**、**別紙2②参照**

施設の開館等の一覧表について

別紙1

●…通常通り開館 -…通常通り休館 ×…臨時休館 △…一部開館（施設の一部、時間の短縮等）

項番	施設	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1	市役所本庁舎	●	●	●	-	△	●	●	●	●	●	-	△	日曜は納税相談実施
2	八王子駅南口総合事務所	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	南大沢事務所	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	-	●	
4	その他の各市民部事務所	●	●	●	-	-	●	●	●	●	●	-	-	
5	保健所	●	●	●	-	-	●	●	●	●	●	-	-	
6	大横保健福祉センター	△	△	△	△	-	△	△	△	△	△	△	△	貸室は中止。17時閉館（短縮）
7	東浅川保健福祉センター	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	貸室は中止。4/1～3は17時閉館（短縮）
8	南大沢保健福祉センター	△	△	△	△	-	△	△	△	△	△	△	-	貸室は中止
9	心身障害者福祉センター	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	
10	各高齢者あんしん相談センター	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	-	
11	恩方老人憩の家	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
12	消費生活センター	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	-	原則電話相談のみ対応
13	男女共同参画センター	●	●	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	7日は電話相談のみ対応
14	子ども家庭支援センター	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	クリちゃん広場は休館
15	各地域子ども家庭支援センター	△	△	△	△	-	△	△	△	△	△	△	-	親子ふれあい広場は休館
16	各親子つどいの広場	×	×	×	×	-	×	×	×	×	×	×	-	
17	各保育園	●	●	●	●	△	●	●	●	●	●	●	△	日曜は千人保育園のみ開館
18	各児童館	×	×	×	×	-	×	×	×	×	×	×	-	
19	各学童保育所	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	-	
20	コニカミノルタサイエンスドーム	×	×	×	×	×	-	×	×	×	×	×	×	電話問合せのみ対応
21	八王子インフォメーションセンター	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
22	高尾山口観光案内所「むささびハウス」	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
23	郷土資料館	△	△	△	△	△	-	△	△	△	△	△	△	図書の販売のみ実施
24	八王子城跡ガイダンス施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
25	絹の道資料館	×	×	×	×	×	-	×	×	×	×	×	×	

令和2年(2020年)4月1日
八王子市新型コロナウイルス感染症危機管理本部

令和2年度(2020年度)八王子市総合水防訓練(5月開催)の中止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年5月に予定している総合水防訓練については、下記のとおり中止とする。

記

1 概要

新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たないとともに、多くの防災関係機関が参加する事業であることを鑑みて、5月の総合水防訓練を中止する。

2 実施予定日時・場所

令和2年5月16日(土) 午前中・浅川河川敷

3 参加予定機関

市消防団、東京消防庁、警視庁、自衛隊等の関係機関、近隣町会等

4 その他

- (1) 例年10月頃実施の八王子市総合防災訓練において、風水害対応の要素も取り入れた訓練とする。
- (2) 本訓練は、例年実施している事業であるとともに、本年2月実施の八王子市防災会議において防災会議員に周知している内容であることから、国・都・市議会議員、防災会議委員、庁内に中止の通知をする。

令和2年(2020年)4月1日

八王子市新型コロナウイルス感染症危機管理本部

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた市民部の対応について

1 市民生活課が実施している各種専門相談

市民生活課の事業で、各士業の専門家が実施している専門相談は、個別ブースにおいて対面で実施している。各士業からの意向を踏まえ、当面の間電話相談に切り替える。行政相談は当面の間休止とする。

(1) 変更日

4月6日(月)から当面の間

(2) 実施方法

相談者は対面相談を実施していた場所に新規設置した電話で相談に応じる。

(3) 市民への周知

ア ホームページ

イ 予約受付時に口頭説明

(4) 市民生活課・専門相談一覧

相談名	相談日	相談員	相談方法
法律相談	月～金曜日	弁護士	電話
交通事故相談	第1・2・4 木曜日	弁護士	電話
税金相談	第1 水曜日	税理士	電話
不動産相談	第1 火曜日	宅地建物取引士	対面・電話
	第3 火曜日	宅地建物取引士	対面
	第4 火曜日	不動産鑑定士	対面
司法書士法律相談	第4 金曜日	司法書士	電話
登記相談	第2 火曜日	司法書士・土地家屋調査士	電話
相続・遺言等 暮らしの手續相談	木曜日	行政書士	電話
年金・雇用保険・ 労働条件相談	第2 金曜日	社会保険労務士	電話
行政相談	毎月10日	行政相談委員	休止
あなたの心の相談室	火・木・金曜日	カウンセラー	電話

2 消費生活センターの相談対応

電話及び対面での相談対応をしていたが、原則電話相談のみとする。

(1) 電話相談への変更日

令和2年3月28日(土)から当面の間

(2) 市民への周知

ホームページ